

総合規制改革会議におけるヒアリングの開催（全国知事会）

総合規制改革会議（議長・宮内義彦 オリックス株式会社社長）において、10月22日、規制改革に関するヒアリングが実施され、本会からは、井戸敏三兵庫県知事が出席し、規制改革に関する各都道府県からの意見等を踏まえ、説明を行いました。

なお、説明の概要は別添のとおりです。また、提出資料については、総合規制改革会議ホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。

総合規制改革会議における兵庫県知事発言要旨

1 はじめに

最初にお断りですが、非常に短期間で項目を各都道府県に照会し、まとめたものがほとんどですので、意見がばらばらで、考え方についても整理されているわけではありません。ただ、いろいろな意見を網羅させていただこうということもありまして、お手元に参考資料を用意させていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

あわせて、構造改革特区についても規制緩和を要請しておりますので、そのあたりの内容につきましても触れることとしたいと思っております。

はじめに、規制緩和に関する基本的な考え方は、申すまでもありませんが、本来自由である経済的規制については基本的にはなくしていくべきであり、社会的規制といわれているものにつきましても、安全とか、弱者対策とか、セーフティーネットを十分に踏まえながら、検討を進めていただきたいと思います。

規制に関連しまして、この会議の役割ではないのかもしれませんが、従来、機関委任事務とされておりましたものが、自治事務と法定受託事務に、地方分権の考え方により変更になったわけではありますが、最近の問題点としまして、法律に基づいて事務の内容を確定してしまう、法律に基づいて義務づけしてしまうという事例が非常に増えてきておりまして、国が法令等を制定する場合には、地方に関連する事項については、事前に協議をさせていただき、あるいは意見を聞いていただくような制度の創設、または機関を制度化すべきであるということ全国知事会として要請しておりますので、申し添えさせていただきます。

2 規制改革に関する意見・要望について

規制改革につきましては、97 項目の意見・要望がありましたが、以下、主なものにつきまして、私から発言させていただきたいと思っております。

【公の施設の受託管理者の拡大】

公の施設の受託管理者の拡大について、現在、地方公共団体が、例えばサッカースタジアム等の公の施設の管理を委託しておりますが、それらは公共団体、あるいは公共的団体に限られております。民間事業者へも委託できるような制度の見直しを図っていただければと思います。

今年 6 月にサッカーのワールドカップが開かれましたが、神戸のスタジアムの運営については、一貫して NPO 法人に委託しております。管理運営までに行きわたったものであり、非常に効率的な管理になっております。

【廃棄物の再生利用に係る規制緩和】

廃棄物を資源として再生利用する場合であっても、廃棄物処理法の適用により、廃棄物処理と同様に、処理業や処理施設の設置に許可が必要となっております。そのような場合に、やはり廃棄物処理法の適用をまったく除外してしまいますと、不法投棄された場合に対処できなくなるなどさまざまな問題があると考えられますので、枠組みは維持しつつ、廃棄物の再生利用を推進するという観点から、処理業等の許可を得ないで再生利用の事業を実施できるというような特例制度等許可手続の弾力化をお願いしたいと思います。

具体的には、再生利用認定制度というものがありますが、廃ゴムタイヤや廃プラスチック類について、環境大臣の認定を受ければ、収集運搬業や処分業、あるいは施設設置の許可が不要とされているわけですが、この制度を拡充していただければ、例えば、製鉄還元剤として再生利用をしている場合に限定している廃プラスチック類について、ガス化の場合にも対象にするなど、再利用の促進が図られるものと考えております。

【一般廃棄物処理委託基準の緩和】

一般廃棄物の処理については、市町村から業者に委託ができることになっておりますが、再委託はできないこととなっておりますので、最も効率的に対応できる方法について、ご検討いただければと思います。

【保育所等における施設外調理の容認】

老人福祉施設等の福祉施設については施設外調理も可能となっておりますが、保育所や児童養護施設については、現在、認められておりません。安全面や衛生上の配慮を十分した上で、施設外での調理ができるようにしていただければと思います。

【都道府県への職業紹介権能の付与】

元々、労働行政、特に都道府県との関連においては、今の労働局のような組織が適切なのかという問題がありますが、職業紹介というものを考えた場合、一般業者については職業紹介事業を行う際に、厚生労働大臣の許可をもらえばできることになっておりますが、この申請対象者から地方公共団体が外されております。現に最も雇用対策に腐心をしている我々が、職業紹介業務に手を出せないでいるという実態がありますので、現在のように雇用問題が最も大きな問題となっているときに、このような状況でいいのかということを問わせていただいております。

【農業分野での株式会社の参入等】

農業分野での株式会社の参入につきまして、一律に認めるかという議論はありますが、弾力化すべきであると思われ、遊休農地の活用につきましても、是非、NPO 法人で

すとか、市民団体、公益法人が活用できるよう、特に、市民農園については、私もこれから農を楽しむ「楽農生活『アグリライフ』」というものを推進しようと思っておりますので、そのような意味からもご検討いただければと思います。

【登録農薬の適用範囲の拡大】

登録農薬については、使える作物と農薬が決まっております、全国一律に規制されております。これは地域によりましては、都道府県の安全管理の下で、弾力的な取扱いができるようにしていただければというのが、登録農薬についての見直しの問題です。

【社会資本整備における全国一律の基準の撤廃】

道路については、地域の特性に応じたローカルルールに基く社会資本整備の促進という形で述べさせていただいております。既に、国土交通省等でも検討されているわけですが、全国一律の基準を地域の実情に応じた基準に見直して、例えば、技術的な指針にさせていただくということになりますと、あえて二車線道路を作らなくてもいいというように弾力的な対応ができると思います。

【教育諸制度の運用の弾力化】

教育の分野については、現在の教育課程について、もう少し弾力化できないかということや、小学校科目として英語をできるようにできないか。あるいは、教員免許を有しない外国人の教員としての任用についても特例的に資格要件を緩和できないかというものです。

【教科書採択地区の見直し】

現在、教科書の採択地区の単位が市、郡単位にされております。これを市町村単位、特に、教育委員会が義務教育の所管をしているわけですので、市町村の教育委員会単位で教科書採択等も決められるという形にすべきではないかということです。

それと、これに関連しまして、若干、私の所感を述べさせていただきますと、例えば学級編制については、標準法で40人学級というものが決められているわけですが、これは標準でありますから、それ以外の方法を採用はいけないということではない。その標準に基いて国が1/2の負担をしております。しかし、最近の法律改正でそれに但書がつきまして、児童又は生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合には、40人学級以下の基準を定めることができるという規定が、わざわざ置かれたわけです。もともと標準を定めた規定ですから、当然できるはずですが、あえてこのような規定を置きながら、財源措置はまったくされないという、規制緩和的な措置を講じながら、財政的な責任を果たさないような規制緩和はいかがなものかと思っておりますことを申し添えさせていただきます。

3 構造改革特区について

次に、構造改革特区における規制緩和の推進につきまして、若干のコメントをさせていただきます。まず、構造改革特区推進のためのプログラムが発表されたわけですが、903件の規制改革提案がありました。特区で実施する、全国で実施するというものが200程度であります。実を言いますと、内容があまり具体的に発表されておらず、具体的な内容如何によっては対応したことになるので、できるだけ早く具体的内容を明らかにしていただきたいと思っております。

それから、引き続き検討するというものについても、スケジュールなりを明示していただいて、方向を明確にさせていただきたいと、我々も申し上げているところです。兵庫県としましては、10特区を提案させていただきました。SPring - 8を中心とする先端光科学技術特区、神戸のポートアイランドを中心とする先端医療産業特区等でございます。

構造改革特区におけるインセンティブ措置の必要性と書かせていただいておりますが、特区における規制緩和は1つの土俵作りに過ぎませんので、土俵は土俵として先進的に取り上げていただいたとしても、そこで産業を引っ張っていくような、積極的な展開を図ろうとすれば、投資減税ですとか研究開発減税等の税制によるインセンティブ、つまり、積極的なプログラムにお金がついてこないというのが一番の問題点となっておりますので、その意味で、特区専用の融資制度というものをあわせて講ずるべきではないかということ、私は強く提案させていただいております。

兵庫県から提案しました主な規制改革項目の中で、2、3触れさせていただきますと、高度先進医療制度の見直しですが、高度医療を実施できる病院は厚生労働大臣が承認することになっており、この特定承認保険医療機関につきまして、例えば病床数が300以上ないといけない等の施設要件や技術要件が定められております。これらについて手続の明確化なり簡素化をしていただきたいというのが1つ。それから企業の行う医薬品の開発や医療用具の治験には保険適用ができますが、研究者による高度医療に係る臨床研究については保険適用の対象になっておりませんので、この点の拡大を図るべきであるというのが2つ目であります。

それから教育につきましては、大学設置基準で、例えば校地面積は校舎面積の3倍というふうにされておりますし、自己所有要件が1/2でなければならないというような要件もありますが、これらは今や定期借地権等が普及しているという状況の中では、もう時代遅れになっているのではないかと思います。大学の設置基準についても教員数や施設規模、あるいはその他のいろいろな基準がありますが、それらも簡略化、簡素化、弾力化することが必要なのではないかと思います。

それから、さまざまな特区に関連して、規制緩和項目を並べさせていただいており、私もこれらについて更にまた要望を続けていきたいと思っております。国際みなと経済特区の中で具体的に挙げてはおりませんが、1つの開港としての取扱いをしていただくこ

とになりまして、とん税と特別とん税が、例えば、神戸港に入って大阪港に入った場合、それぞれで賦課されております。ところが、東京の場合は東京港、川崎港、横浜港が1つの開港として認められておりますので、3港に入港しましても、1回とん税を払えば済みますが、大阪港や神戸港は2回払わなくてはならないという矛盾があり、別途要請をいたしておりますので、このような点もあるということだけご紹介させていただきたいと思えます。

いずれにしましても、規制緩和につきましては、私は基本的には全国一律の措置が最もふさわしいのではないかと考えておりますが、先導的に一部の地域で特区の中で対応していくということもやらないよりは推進の措置となろうかと思っておりますので、全国の自治体ともども、それぞれの地域に応じた対応をさせていただこうと思ひ、検討を進めているところでございます。

今後とも、会議におきます審議が積極的になされまして、更なる地域における諸活動が促進されることを念願していることをお伝えしまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。